赤い線で囲った7箇所の場所は、土地所有者の「承諾書」に基づき、各業者が、廃棄物を投棄することになっていた場所。しかし、実際には、町の指示によって、別な場所（斜線部分）に捨てられた。この場所は町が業者に「特記仕様書」によって、投棄を指示した場所。
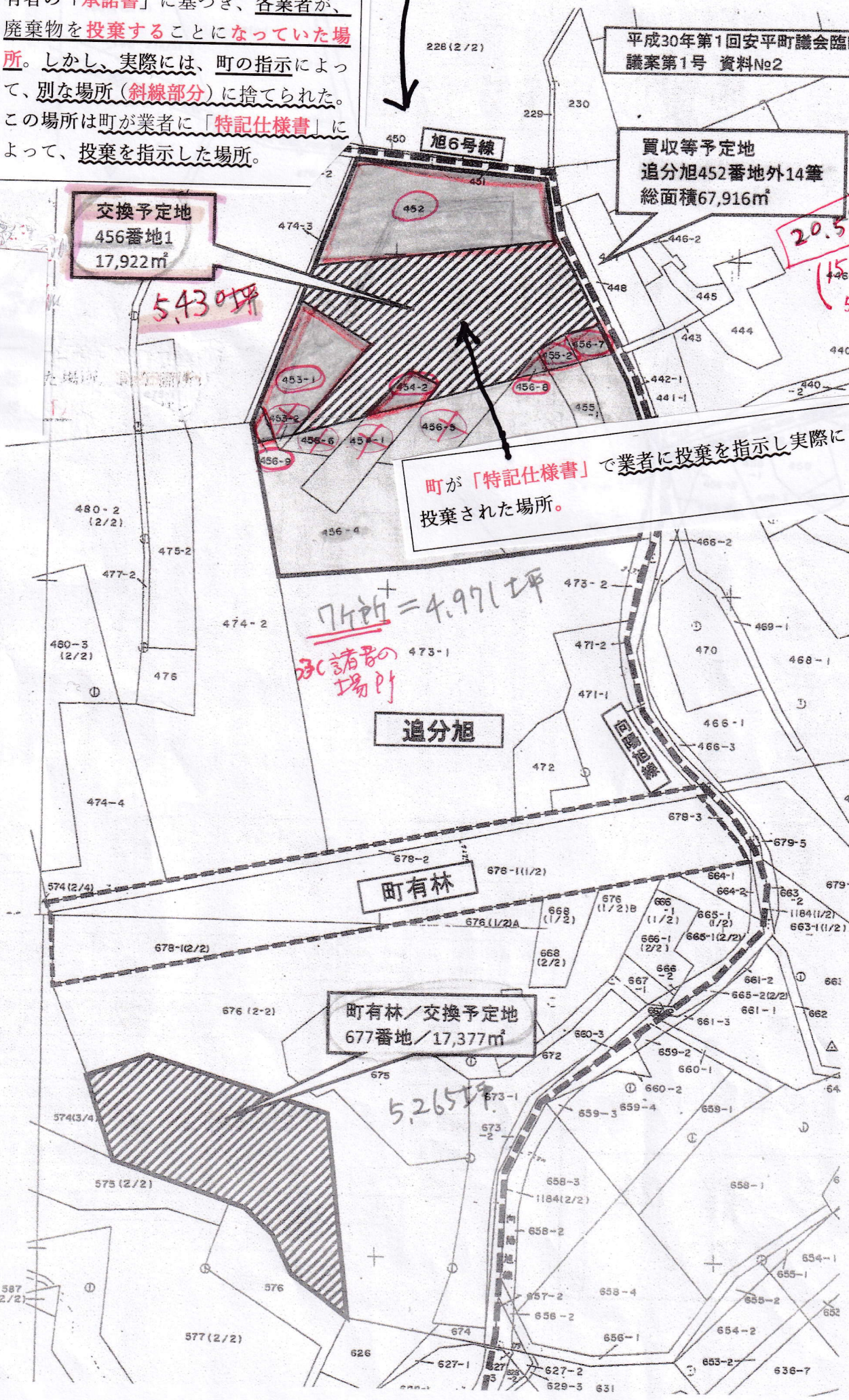
平成30年第1回安平町議会臨時会
議案第1号　資料№2